明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**八二）　二

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**六〇二）　二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**六〇三～六〇七）　三

○除籍の一部が滅失した件（**同**六〇八）　三

○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**四二四）　四

○食糧援助に関する日本国政府とコモロ連合政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四二五）　四

○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件の一部を改正する件（**財務**三七三）　四

○国税通則法第三十四条の七第一項の規定に基づき納付受託者の指定を取り消す件（**国税庁**二二）　四

○保安林の指定をする件（**農林水産**二六二六～二六三二）　四

○保安林の指定を解除する件（**同**二六三三～二六三五）　四

○農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（**同**二六三六）　四

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく登録建築物調査機関の廃止をした件（**国土交通**一一七一）　五

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（**防衛**一二四）　五

○道路に関する件
（**九州地方整備局**一四六）　六

〔人事異動〕

内閣

〔叙位・叙勲〕　八

〔褒　賞〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項

東北地方整備局公示（東北地方整備局）　九

宮川水系河川整備計画の策定について
（中部地方整備局）　九

法　務

公証人任免（法務省）　九

産　業

日本工業規格（国土交通省）　九

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

職員の免職処分、有権者申出方、特定保険募集人の所在の確知等関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　三一